

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第

一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総

額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、

その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とす

る事業者については、一億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額と

する法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者につ

いては、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構

成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しく

は出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並

びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接

の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については

、一億円)以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五

十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる

内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しく

は出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

八 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第

二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(新規中小企業者に係る要件)

第二条 法第二条第三項第三号の政令で定める費用は、新たな技術若しくは新たな経営組

織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用とする。

2 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額は、法人にあっては総収入金額から固

定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価

証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあっては事業所得に係る総収

入金額とする。

3 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額に対する割合は、百分の五とする。

(社団法人の要件)

第三条 法第二条第四項の政令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。

(特定独立行政法人等の範囲)

第四条 法第二条第八項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- 二 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会

(創業等関連保証に係る中小企業信用保険法の特例)

第五条 法第四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する債務の保証(同法以外の法律に規定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除く。)に係る保険関係、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二十四条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係及び法第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第六条 法第四条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三四パーセント）とする。

（法第八条第一項の政令で定める業種）

第七条 法第八条第一項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 製造業
- 二 印刷業
- 三 ソフトウェア業
- 四 情報処理サービス業

（経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険料率）

第八条 法第十三条第六項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険にあっては〇・四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定す

る売掛金債権担保保険にあっては〇・二九パーセントとする。

(特定業種)

第九条 法第十六条第一項の特定業種は、次のとおりとする。

- 一 清酒製造業
- 二 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
- 三 船舶（総トン数が一万トン以上のものを除く。）、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業
- 四 酒類卸売業

(経営基盤強化計画の申請期間)

第十条 法第十六条第一項の政令で定める期間は、一年とする。

(中核的支援機関の支援事業)

第十一条 法第二十六条第一項の政令で定める支援事業は、次のとおりとする。

- 一 高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する調査研究を行い、及び新たな事業活動を行う者に対して必要な情報を提供すること。
- 二 新たな事業活動を行う者又はその従業員に対し、高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する研修又は指導を行うこと。
- 三 新たな事業活動を行う者に対し、高度技術の研究開発若しくはその成果の活用のために必要な資金に係る債務の保証又は当該資金の貸付け若しくはそのあっせんを行うこと。
- 四 高度技術の研究開発及びその成果を活用した新たな事業活動を行う者に対し、当

該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

(権限の委任)

第十二条 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画に関する権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄

する経済産業局長

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であって、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限 当該経済産業局長

イ その地区が一の経済産業局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する社団法人

2 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための

事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ その地区が一の総合通信局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する社団法人

三 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）

四 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの

ち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が同一であるものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該国税局長

イ その地区が一の国税局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する
社団法人

五 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国厚生支局長。以下同じ。）

六 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次の

イ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣

の権限 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定

する社団法人

七 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするもの及び北海道の区域内に

主たる事務所を有するものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であって当該

経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大

臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務

所の所在地を管轄する地方農政局長

八 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って

行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するもの

のうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、

かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政

局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農

林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ その地区が一の地方農政局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定

する社団法人

九 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作

成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務（以下「海事に関する事務」という。）に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）

十 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長

イ その地区が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する社団法人

第十三条 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十四条第二項及び第

三十五条（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。次項において同じ。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該異分野連携新事業分野開拓計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十四条第二項及び第三十五条の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であって当該異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

二 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であって当該異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であって当該異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該計画の代表者の

主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であって当該異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

五 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であって当該異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長